

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したの
で、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和4年2月8日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付記

報告監第9号 令和3年度第3回 監査結果報告書

定期監査	総務局
	市民局
	会計室
	消防局

西宮市長 石井登志郎 様
西宮市議会議長 草加 智清 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和3年度第3回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務監査及び行政監査）を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和4年2月7日

西宮市監査委員 石原 俊彦
西宮市監査委員 佐竹 令次
西宮市監査委員 板戸 史朗
西宮市監査委員 大川原成彦

目 次

定期監査結果報告（市民局）

第1 監査の対象	5
第2 監査の期間及び方法等	6
第3 監査の結果	6
1 収入事務	6
2 支出事務	6
3 財産管理事務	6
4 服務事務	7
第4 要改善事項	7
1 概算払の精算手続の遵守	7
2 適正な備品管理	7
3 公文書の修正液の使用禁止等	7
第5 監査委員の意見	7
1 地域防犯事業	7

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

定期監査結果報告

(市 民 局)

第1 監査の対象

市民局における、主として令和3年4月1日から同年8月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

監査の対象とした市民局の組織及び職員数の状況(令和3年4月1日現在)は以下のとおりである。

(単位：人)

組 織		正規職員	会計年度 任用職員A
局部長		5	
市民総括室	市民総務課	5	
	鳴尾支所	20	7
	瓦木支所	11	3
	甲東支所	12	2
	塩瀬支所	7	5
	山口支所	7	3
	アクタ西宮ステーション	16	8
コミュニティ推進部	施設整備等担当参事	1	
	市民協働推進課	7	1
	地域コミュニティ推進課	7	2
	地域防犯課	4	1
市民部	市民課	44	14
	国民健康保険課	27	5
	国保収納課	21	6
	医療年金課	21	6
	高齢者医療保険課	17	5
人権推進部	人権平和推進課	6	1
	人権教育推進課	3	2
	若竹生活文化会館	7	2
	男女共同参画推進課	5	4
計		253	77
職種別内訳(再掲)	事務職	250	77
	医療職	3	0
派遣職員(定数外)	兵庫県後期高齢者医療広域連合	3	

第2 監査の期間及び方法等

令和3年10月25日から監査事務局職員による監査を開始し、4年1月7日に監査委員によるヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 概算払の精算

西宮市会計規則第35条では、「支出命令者は、概算払をしたときは、債務金額の確定後、支払を受けた者から精算書を徴さなければならない。」と規定しているが、後期高齢者健康診査委託業務では、概算払後の精算書の徴取を行っておらず、支払額に不足が生じた場合は、後日、追加請求により支払い、過払いの場合は、後日、過払い分を減額した請求により支払っていた（高齢者医療保険課）。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、備品管理システムに登録された事務用机、ディスプレイ装置等で、所在が確認できないものが見られた。担当者の説明では、廃棄処理をしたものの廃棄手続きがもれていたとのことである（市民協働推進課、国保収納課）。

また、行政財産建物使用料減免申請書の使用料欄に鉛筆で記入されているも

のが見られた（地域コミュニティ推進課）。

4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、会計年度任用職員の超過勤務命令簿兼処理票の勤務時間等の訂正で、修正液を使用しているものが見られた（市民課）。

第4 要改善事項

主に財務事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、基本的な事務処理で関連規定の理解不足や確認不足によるものと思われる誤りが発見された。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 概算払の精算手続の遵守

概算払をした場合は、西宮市会計規則に基づき、委託先に精算書の提出を求めるなど、定められた精算の手続きを行われたい。

2 適正な備品管理

備品の廃棄手続きがもれた場合、その廃棄処理が実際に行われたのかどうかや、適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、廃棄処理に際しては、その手続きが確実に行われるよう、管理体制や手続きを整備されたい。

3 公文書の修正液の使用禁止等

財産管理事務での鉛筆書きや服務事務での修正液による訂正が認められないことを、改めて周知徹底されたい。

第5 監査委員の意見

1 地域防犯事業

地域防犯事業では、犯罪の起きにくい社会づくりを推進することで、安全で

安心な市民生活の実現を目指している。増加し続ける特殊詐欺に対しても、警察、防犯協会と連携するとともに、市独自で電話機の通話録音装置を貸与するなど、その減少に取り組んできた。しかしながら、通話録音装置の貸与期間は1年間限りであるなど、その効果は限定的であり、決め手となる対策が見出しがたい状況である。こうした中、所管部局では新たな対策の導入に向け、検討を進めているところである。より効果の上がる手法を用いることにより、犯罪の抑止に努められたい。